

No.1 ○豊明市議会定例会6月定例会議会会議録(第5号)

平成24年6月18日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	藤江 真理子	議員	6番	早川 直彦	議員
7番	近藤 千鶴	議員	8番	一色 美智子	議員
9番	三浦 桂司	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	近藤 恵子	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	月岡 修一	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	松林 淳 君
議事課長補佐	石川 晃二 君	議事担当係長	馬場 秀樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	教育長	後藤 学 君
参事	神谷 巳代志 君	行政経営部長	伏屋 一幸 君
兼市民生活部長			
兼健康福祉部長			
経済建設部長	横山 孝三 君	消防長	成田 泰彦 君
教育部長	津田 潔 君	秘書政策課長	鈴木 美智雄 君
財政課長	吉井 徹也 君	総務防災課長	相羽 喜次 君
高齢者福祉課長	原田 一也 君	医療健康課長	加藤 賢司 君
都市計画課長	野村 芳明 君	環境課長	土屋 正典 君

会計管理者
兼出納室長

深谷 義己 君 監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 45 号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

議案第 46 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

議案第 47 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 48 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 49 号 東部知多衛生組合理約の変更について

議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

議案第 51 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

(2) 報告第3号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の
会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいた
だいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上
げます。

本日、午前9時半より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より報告第3号の追加提案があり
ましたので、本日の日程に組み入れることとし、理事者より報告を受けた後に質疑を行う
ことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は、同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は、挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第45号については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第46号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤恵子議員。

No.5 ○11番(近藤恵子議員)

議案第46号 豊明市特別職の職員で非常職の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質問いたします。

今回の副市長の公募の選出に当たりまして、副市長候補者選考委員会委員に市民を参加させるということですが、その目的を教えてください。

No.6 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.7 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

このたびの副市長の選考では、2次選考で公開のほうを予定しております。

これは開かれた行政の考えのもとで、行政のかじ取りをする重要な職責でございます副市長の選考の過程の一部を、市民の皆さんに見ていただいて、ご参加をいただくものでご

ざいます。

以上です。

No.8 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

近藤恵子議員。

No.9 ○11番(近藤恵子議員)

今、公開でということですがけれども、委員のほうに4名のほうということで、一般から市民も参加するという説明があったかと思いますが、その目的のほうはお聞かせいただけますか。

No.10 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.11 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

委員会のほうに市民の方に参加していただくということは、今も言いましたように、行政に参加をしていただくということと、透明性を高めていくということでございます。

以上です。

No.12 ○議長(安井 明議員)

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

続いて、藤江真理子議員。

No.13 ○5番(藤江真理子議員)

同じく議案第46号 豊明市特別職の職員で非常職の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質問いたします。

市民4人の方を選考委員に選ぶということですが、その4人の方は、どのような基準で選ばれるのでしょうか。

No.14 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.15 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ただいまのところ、市長のほうが指名で選ぶということを考えております。
以上です。

No.16 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 46 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 47 号から議案第 49 号までの3議案については通告がありませんので、
質疑を終わります。

続いて、議案第 50 号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.17 ○12番(山盛左千江議員)

議案第 50 号 一般会計補正予算(第1号)についてお尋ねいたします。

その中で今、質問が2人からありました、その同じことですけれども、副市長の選任にかかる人件費でしたっけ、ああごめんなさい、ページ数を言ったほうがいいですね。

7ページの副市長の候補者の選任委員会の委員の報酬 11 万 6,000 円についてです。

募集が始まっているかと思いますが、応募の想定、あるいは期待される人数がどの程度なのか、状況も含めてご報告いただきたいと思います。

それから2つ目は、委員の作業の内容、それから作業量はどのくらいになるのでしょうか。

4人で4日間というふうに議案説明で聞いておりますが、それにちょうどいいような作業というふうに想定していらっしゃるのか、その内容についてお願いいたします。

3つ目、本予算が認められなかった場合、余り想定はしたくありませんが、どのように選考のされ方が変更されていくことになるのでしょうか。

その3点、お願いいたします。

No.18 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.19 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

3つ、ご質問をいただきました。

まず1番目の、応募者は何人ぐらいかという、それのご質問でございます。

近隣といいますか、ここ2～3年でですね、副市長の公募を行った自治体の、まず状況のほうをご報告をいたしたいと思いますが、伊勢市が147名の応募でした。松阪市が125名、滝川市が135名、生駒市が381名、兵庫県の豊岡市が1,371名ということでございました。

私どもにつきましては、先進地の取り組み状況を勘案して、かつ、2次選考を公開で行うということにしておりますので、その辺のことも考慮いたしまして、100名程度、来ていただければというふうに思いますが、少ないこともあり得るのではないかとということも考えております。

2番目の、委員の作業内容と作業量でございますが、委員につきましては、まず書類審査と面接審査がございますので、まず書類審査のほうで、応募の書類と小論文をご一読をいただくと。

で、2次選考へ10名程度を決めていただきたいということで、絞り込みの作業を行うということで、先ほど申し上げた応募書類と小論文ですね、を見ていただく時間が、まあ100名来ますと、かなりかかるということで、第1次試験で3日ほどとっております。第2次が面接ということで1日とって、計4日で、報酬のほうですね、計算させていただいております。

3番目の、予算が認められない場合はどうなるかということでございますが、私どもといたしましては、今のところ、予算を認めていただくことが第一だというふうに考えておりますので、そういった考えのもとでやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.20 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.21 ○12番(山盛左千江議員)

3つ目の質問に対してですが、私ももちろん予算は認められればいいというふうに望んでおりますが、昨今の議会の状況から見ると、若干の不安がありますので、確認させていただきたいと思いますが、書類の審査に3日間、面接に1日間ということで、それができなくなる、それをさせていただく方の報酬が取れなくなると、公開面接に変更があるというかな、その予定が変わるというようなことが、そもそもあるのか。そうじゃなくても、公開の面接はしていけるのか。

また作業量が、作業をしていただかないとなると、これはだれがやることになるのか。

その2点についてお願いいたします。

No.22 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.23 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げたように、今のところ、予算を認めていただくことが第一ではありますが、残念ながら、そのようにならなかったときには、まあ内部の組織にするのか、また外部の方に無償でお願いするのも含めてですね、職員任用委員会のほうで考えていきたいというふうに考えております。

面接等を行っていくと、面接を行って選考していくというやり方については、そういったやり方でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.24 ○議長(安井 明議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第 50 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 51 号については通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案7件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案7件及び去る6月8日に付託いたしました陳情3件については、豊明市議会会議規則第 44 条第1項の規定により、6月 28 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.25 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案7件及び去る6月8日に付託いたしました陳情3件については、豊明市議会会議規則第 44 条第1項の規定により、6月 28 日までを審査期限といたします。

以上で日程1を終わります。

日程2、報告第3号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

津田教育部長。

No.26 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、報告第3号 専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を別紙のとおり専決いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、次のページをごらんください。

専決第 5 号 損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償の額は 22 万 9,877 円。

原因は、草刈り中の飛び石による物損事故でございます。

この事故の概要についてご説明いたします。

資料をごらんください。

事故は、平成 24 年 5 月 17 日、午前 10 時ごろより沓掛中学校の用務員、この用務員は市の臨時職員でございますが、この用務員が教職員駐車場外周の草刈り作業を行うため、作業場所付近の車両をまずは安全に全車、他の駐車場に移動して作業に取りかかりました。

しかし正午ごろ、作業場所からかなり離れた場所、約 9 メーター程度ございますが、そこに駐車してありました相手方、沓掛中学校の非常勤の教諭の車、リアガラス等を飛び石により破損させてしまったものでございます。

作業場所から当該車両まで、かなりの距離がありましたので、飛び石に対しましての安全対策が不十分でございました。

この事故の過失割合は、市が 100% の過失でございます。

今後、このような事故が発生しませんように、用務員には、いつでも事故が起こり得るといった認識を持って、注意を払いながら作業を行うよう安全指導を行いました。

また、人や車があるときは、必ず移動を完了するまで作業を中断するか、もしくは作業時間を変更するなどの安全対策を講じるよう、学校にも指導いたしました。

大変ご迷惑をおかけしまして、申しわけございませんでした。

以上でご説明を終わります。

No.27 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.28 ○12番(山盛左千江議員)

損害賠償の専決処分の内容そのものではありませんが、確認をしておきたいので、よろしく願いいたします。

専決されたのが6月11日ということで、今6月議会のさなかであります。

議会の開会中でありますので、専決処分をせずに議会に諮り、この支払い、損害賠償をするような議案を追加上程するということは、できなかったのかどうかということが1点。

それから、本市議会は今年度より通年議会を採用しております。専決処分によらず、すべて議会で議決していただいて予算執行するという、それが1つの通年議会の目的と申しましようか、そういうふう提案説明もあったかと思ひます。

専決処分の事項が定められておりますので、50万円以下のものについては、当然できることは承知しておりますが、こういった議会運営の変更といひましようか、見直しの中で、今回のこの専決処分がどのような考へに基づいて進められていったのか、議会との協議といひましようか、そういったことについても、あわせてご説明いただけるとありがたいでするので、お願いいたします。

No.29 ○議長(安井 明議員)

答弁を願ひます。

津田教育部長。

No.30 ○教育部長(津田 潔君)

まず、1点目でございますが、本議会に追加上程申し上げたのは、事故発生は5月の17日でございます。その後、示談が成立いたしましたのが、6月12日ということで、本日、追加上程差し上げております。

以上です。

No.31 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

津田教育部長。

No.32 ○教育部長(津田 潔君)

2点目の議会との協議ということでございませぬ。

先ほど申し上げましたように、金額的に50万円以下ということで、市長の専決の範囲内に入っておりますので、今議会に追加議案上程差し上げたということでございませぬ。

以上です。

No.33 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.34 ○12番(山盛左千江議員)

専決処分したものを議会に上程するのではなくて、専決処分の前に、こういう損害賠償が起こったということを諮るという、そういう考えがなかったと。

専決処分をそのまま続ける。たまたま、議会の開会中でありましたけれども、開会中であっても、そうじゃなくても、通年議会によって専決処分が必要なくなるというのかな、されなくなるというような期待というか、そういったこともあったんですけれども、そういうことにはよらないと、今回も、今後も。そういうふうに理解していいんでしょうか。

それで、議会としてもよかったのかなという気がするんですけれども、もう一度、確認させていただきます。お願いいたします。

No.35 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.36 ○教育部長(津田 潔君)

今回につきましては、従前どおり専決を行いまして、議会に追加上程というふうで調整を行って、本日、議会に上程差し上げたということでありまして、通年議会になっておりますので、この辺の市長の専決がいいのか、それとも随時、議会を開いてということですが、今回のところでは、従来どおりの専決処分で行うというふうに協議がまとまって、今回やらさしていただきました。

終わります。

No.37 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.38 ○6番(早川直彦議員)

専決の金額についてちょっとお伺いします。

リアガラスが損傷ということで、22万9,877円計上されておりますが、これ私の感覚からいうと、ちょっと値段が高いのかなというふうに思うんですが、これは特殊な車両のものなのか。まあレンタカー代とか、そういう工賃に時間がかかったのか、その辺、説明願います。

No.39 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.40 ○教育部長(津田 潔君)

これはリアウインドーを破損いたしましたして、修理いたしました。

そのほかに、複数の石をはねた、飛び石によりまして、リアバンパーの交換、それからテールゲートの修理も一部入っております。

以上です。

No.41 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.42 ○11番(近藤恵子議員)

ただいま、今回のことに関しては、今までどおりでいくという協議のもとにということでありましたけれども、通年議会になって、議会のほうから専決の取り扱いについて、何か協議とか説明とかはあったんでしょうか。

No.43 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.44 ○教育部長(津田 潔君)

協議等につきましては、新たな協議等はありませんでした。

以上です。

No.45 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.46 ○11番(近藤恵子議員)

教育委員会のほうにもないということですがけれども、市長部局のほうにはどうでしたでしょうか。

No.47 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

答弁できますか。
神谷参事。

No.48 ○参事(神谷巳代志君)

協議はございませんでした。
終わります。

No.49 ○議長(安井 明議員)

ほかにご覧いませんか。

(進行の声あり)

No.50 ○議長(安井 明議員)

以上で日程2を終わります。
ここで、議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午後3時11分再開

No.51 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

私のもとに提出されておりました2件の懲罰動議については、それぞれ取り下げの申し出がありましたので、これを許可いたしました。

(議長の声あり)

No.52 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.53 ○17番(伊藤 清議員)

6月14日の私の一般質問の発言につきまして、その内容について精査をいただき、議長に取り扱いを一任いたします。

以上。

No.54 ○議長(安井 明議員)

後刻、会議録を精査の上、処理をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は6月28日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時12分散会

copyright(c) Toyoake City.